

令和 8 年第 5 回教育委員会臨時会議事録

日時：令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午後 3 時 0 0 分

場所：香南市役所 4 階 401・402 会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員、森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、小松(昌)学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
小松(泰)教育研究所長、田淵学校教育課長補佐

- | | | |
|--------|----------------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 議案第 33 号 | 令和 8 年度香南市教育行政方針について |
| 日程第 3 | 議案第 34 号 | 香南市図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 4 | 議案第 21 号 | 香南市スポーツ推進委員の委嘱について |
| 日程第 5 | 議案第 22 号 | 香南市公民館運営委員会委員及び協力員の委嘱について |
| 日程第 6 | 議案第 23 号 | 香南市文化財保護審議会委員の委嘱について |
| 日程第 7 | 議案第 24 号 | 附属機関の委員等の報酬の額を定める規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 8 | 議案第 25 号 | 香南市教育委員会公印規則及び香南市香我美地区公民館運営規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 9 | 議案第 26 号 | 香南市生涯学習課市内地区公民館に属する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 27 号 | 香南市よさこい高知文化祭 2026 主催事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第 11 | 議案第 28 号 | 香南市立給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 12 | 議案第 29 号 | 香南市立給食センターの管理運営に関する要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第 13 | 議案第 30 号 | 香南市乳児等支援給付認定等に関する規則の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 31 号 | 香南市立特定教育・保育施設苦情等解決実施要綱の一部を改正する訓令について |
| 日程第 15 | 議案第 32 号 | 香南市立特定教育・保育施設の苦情等に関する第三者委員の委嘱について |
| 日程第 16 | 協議事項 | 教育長のサービスの管理等について |
| 日程第 17 | その他 | 香南市乳幼児教育振興プログラム（案）について
決済サービスの導入について |
| 日程第 18 | 教育長報告 | |

開会 午後 3 時 0 0 分

○教育長

ただいまから令和 8 年第 5 回香南市教育委員会臨時会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」は、百田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは議題に移ります。

本日の議題は、本日お配りしました追加議案も含めて、議案が 14 件、協議事項が 1 件、その他の件が 2 件となっています。

詳細の説明は各議案等の審議の際に担当課より説明をいたします。なお、生涯学習課長がこの後別の会議の方へ出席しなければならないため、生涯学習課が関係する議案を先に行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

日程第 2、議案第 33 号「令和 8 年度香南市教育行政方針について」を議題とします。

次長及び各担当課長より説明をお願いします。

○次長

議案第 33 号「令和 8 年度香南市教育行政方針について」、令和 8 年度香南市教育行政方針について、別紙案のとおり提出する。

提案理由です。

第 2 期香南市教育振興基本計画に基づく令和 8 年度香南市教育行政方針について、内容を協議、検討のうえ策定するものです。また、策定後は承認をいただきましたら公表をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

教育方針案ですけれども、今日差し替えということで渡してもらっております。赤字のところと、追加で修正箇所がありまして、そこを青字にしております。そして、赤字青字の両方ですけど、そこが令和 7 年度に比べて変更修正した形になります。令和 8 年度の主な事業取り組みについて、各課の方から説明をお願いしたいと思います。

こども課からお願いします。

○こども課長

それではこども課の方から説明をさせていただきます。こども課としましては、大きく変更になったところはありません。

主な変更のところについて説明をいたします。

まず 2 ページをお願いいたします。

「家庭・地域コミュニティとの連携」のところで、取り組み内容が書いてある 2 つ目の「こうなんファミリーサポートセンターの事業の実施」と、少し下に行って、「放課後の子どもの健全育成」の「放課後児童クラブの実施」の「実施」がそれぞれ赤字になっていると思います。もともとは「充実」になっておりましたが、どちらの事業も今以上に内容の充実を図ることがありませんので、「実施」に変更をいたしました。

次に 3 ページをお願いいたします。

「(3) 生きる力と確かな学力の育成」の「就学前教育・保育の充実」では、「保育」の文字を追加しています。そして、その下の「香南市乳幼児教育振興プログラム」は、令和 2 年度に作成をしました、「香南市乳幼児教育政策プログラム」が改定時期を迎えておりまして、令和 8 年度からのプログラムを作成しましたので、名称の変更を行っています。新たなプログラムにつきましては、この後の日程第 16「その他」の方で説明をさせていただきます。

6 ページをお願いします。

「健やかな体の育成」では、保育所から中学校までの給食で特別栽培米の給食を提供していますので、そのことを追加しています。

9 ページをお願いします。

「教職員の働き方改革の推進」では、主に学校での取り組み内容になっておりますけれども、保育士、幼稚園教諭においても同じことが言えますので、「保育士・幼稚園教諭」の文字を追加し、10 ページの取り組み内容の一番下に「保幼こへの教育保育 ICT システムの導入（令和 8 年度）」を加えております。

その下の「(5) 保幼こ小中の教育・保育環境の充実」の「学校、特定教育・保育施設の環境整備」につきましては、令和 8 年度に実施をします工事内容を記載しております。

その下の「幼保小中学校の規模適正化等への取組」については、11 ページになりますけれども、「香我美おれんじ保育所と香我美幼稚園の認定こども園化（令和 9 年 4 月）に向け取り組む」を追加しています。

そして、「子育て支援サービスの充実」では「こども誰でも通園制度の実施（夜須こども園）」を追加しています。

こども課からは以上です。

○**教育長**

続けて、学校教育課からお願いします。

○**学校教育課長**

学校教育課です。

新しく付け加えたところを説明したいと思います。

4ページをご覧ください。「確かな学力の育成」の青字になってるところです。

「対話型AIを活用した学習支援実証研究事業」については、2年の指定事業でございます。昨年、今年と引き続き、野市中、香我美中、夜須中が指定事業で行うということです。

続いて、「令和の授業を創る」推進プロジェクト教育DXプロジェクト令和の教育DX」、この県の指定事業を昨年度は野市中学校と野市小学校が受けました。今年は夜須小、夜須中学校が受けます。昨年度、野市中と野市小が受けまして、そこでグッとDX化が進みました。

認定校を令和9年度までに全校で取るという市の目標ですけれど、野市中、つい最近では野市小も認定校を取れたということで、引き続き夜須小、夜須中を中心に広げていきたいと考えているところです。

続きまして5ページの方も同じ内容で、「ICTを活用した教育の推進」ということで、「対話型AIを活用した事業」を入れたということと、「令和の授業を創る」ということも関わってくるということで入れたところです。

5ページの下の方、「キャリア教育の推進」で、新たな県の指定事業としまして「発見・発掘・発信 ふるさと高知キャリア教育推進モデル地域事業」というのを、拠点校を香我美小学校としまして、まず中学校区に広げていこうということで、新しい指定を受けています。総合的な学習や特別活動等を活用して、講師の先生も県からも来て利用するということになっております。

続きまして、6ページから7ページにかけて、「健やかな体の育成」の「体力・運動能力向上推進事業」ということで、野市東小学校が指定事業を受けました。2年間の指定を受けたいという学校からの要望で、年3回指導主事等に入っていていただいて授業改善を含めて、体力向上に向けて取り組むという事業になっております。

続きまして、11ページの「防災教育等の推進」で、「高知県学校安全総合支援事業」という県指定事業で、吉川小を拠点校としますが、市全体に関わるものです。安全の中で、生活安全、災害安全、交通安全の3種類の中からテーマを選んでということで、吉川小学校は災害安全というところを指定の中心として取り組むということで事業を行うようになっております。これも講師の方に来てもらって、防災キャンプ等をしながら、安全プログラムや避難訓練の見直し等も含めて取り組むというようなものになっております。

以上です。

○**教育長**

生涯学習課をお願いします。

○**生涯学習課長**

続きまして生涯学習課になります。

生涯学習課も通常の通り、事業は展開していきたいと考えております。

赤字のところを見ていただきたいんですけども、3月2日の教育委員会定例会のとき、令和8年度の当初予算の中でこういう事業を進めて参りますというところで記載したものが主になっております。

12ページからですけど、「(2)「まなび」の拠点の充実」、施設の整備事業について記載がございます。各公民館の耐震化、今も保健センターの構造部材の耐震化をしているところですけど、こういう事業を継続して令和9年度まで実施するという形になります。

あと、「統合型公共施設の予約システム」、議会でも報告をしましたが、香南市の公共施設全部の予約システムを統合する。1つのシステムの中で、同じような形式で皆さんが決定通知を出すという統一した形で進めさせていただく。生涯学習課が中心になって行っていくという事業であります。

あと「社会教育施設照明LED化事業」。蛍光灯が廃止になるということで、ここにありま

す香我美市民館、野市図書館、佐古・富家防災コミュニティセンター、山北公民館、夜須北部会館、香我美図書館。この7つの施設についてLED化を進めていく。これも令和10年度までの事業になります。

あと佐古の防災コミュニティセンターの天井改修、野市図書館の空調を改修したいというふうに考えております。

続きまして13ページをお願いします。

3番の「よさこい高知文化祭2026」について、令和8年10月25日から12月6日までの事業になります。大きな事業になりますから、逐一具体的な事業として進んでいる状況を報告していきたいと思います。

あと、「郷土歴史文化の保存、文化の保存と継承」のところで、「旧森田家住宅登録文化財保存整備事業の実施」となっていますが、保存活用計画を令和7年度に策定いたしました。それに伴って令和8年度に設計を行い、令和9年に実施工事を行います。それと備品の整備をして令和10年の4月1日に共用開始し、旧森田家住宅正馬先生の生家を活用して、引きこもりの親の会とか、そういうものを立ち上げて事業展開をするなど、具体的な話を進めていきたいと思っております。この3月に森田正馬先生が卒業された慈恵医大から、香南市から預けたものも含め、全部寄贈いただきました。それと、ご息様がおられる静岡県の三島森田病院の方からも、そこにある展示物をほとんど全部預かってきました。この内容をちょっと今精査させていただいて、今2つの倉があるんですけども、そこで展示部門という形をとりたいと思っております。そこに向けた内容の精査を今年度はしていきたいと考えております。

「(4)スポーツの振興」について、次の14ページにあります部活動の地域移行、これは学校教育課と連携して行う事業ですけど、地域移行から地域展開に変わったというところで、あらゆる団体、スポーツだけでなく文化の団体とも繋ぎをしながら計画を進めさせていただきたいと思っております。

あと、「統合型公共施設予約システム構築事業」。先ほど文化の方でもお話をさせていただきましたが、スポーツ施設についても同じ共通のシステムでという形になります。最終的に予約システムはそういう形になります。予約をしたらお金を払っていただき、スマートロックが出てきて、パスワード打ち込んだら鍵が開く。ほぼ100%電子化になります。

紙媒体が必要な方にはお出しもできます。その説明会をこの1年間徹底的に行います。全部で300団体くらいあります。スポーツ・文化団体、その団体を呼んで、あとは他の課の団体も生涯学習課が預かって全体の説明会をします。

あと、行財政改革中の使用料の改正。

減免の見直しというものが大きな柱でございます。公共施設の使用料の見直しとその減免の見直しがあるので、そこについても令和8年度には1年間かけて、令和9年1月～3月くらいには、地元説明会も全部完了させるという形で、予定では令和9年9月とか10月の改正時期を目指した取り組みを、この8年度は実施していくということになります。

以上です。

○教育長

全体の説明が終わりましたが、ご質問ご意見等ございませんか。

こども課の説明の10ページの「(5)保幼小中の教育・保育環境の充実」で、ここに「こ」が入るのは、こども園が来るからですね。

○こども課長

そうです。

○教育長

それでここに「こ」が入って、下の丸のところにこども園化という事業が入ってくるのは分かるけども、その下にある「幼小中学校の規模適正化への取組」や1ページの1(1)「幼小中連携の推進」はどうなるのか。

○こども課長

これは悩みましたが、1ページの連携教育はこういう名称として進んでいるので「こ」は入れませんでした。

○教育長

それらしい名前のチラシじゃないけども、この名称の事業がもうすでにあるわけですね。

名称全部の変更の話になるので、今回そこまではやりませんよと。ただ、この今訂正が入っているところは、こども園ということが明確に出てくる内容なので、（５）の部分の中に「こ」は入れるというその違いですかね。

○こども課長

その違いです。

○教育長

どこかで作り直さないといけないよね。

○こども課

そうですね。

今後ですけど、行政改革の中でも野市幼稚園を認定こども園化にする話があります。それが令和 11 年です。そうすると香南市から公立幼稚園がまったくない状態になるので、今、保幼小中という名称になっている部分も名称がガラッと変わるようになるのかなとは思っています。

○教育長

その 3 つを 1 つにまとめたのが本当は一番いいような気がするけど、それらしい言葉が使えたらね。それも今後の課題で、今回においてはこれで。

それから後もう 1 個、3 ページの（３）の「プログラム」は ですか。

○こども課長

新たに作る です。

○教育長

新たに作るのは 。

○こども課長

令和 8 年度からスタートするのは です。

今までが で、「振興プログラム」ではなく、「政策プログラム」という名称で までいていたのを、来年度からは「振興プログラム」で、名称が変わるので とするのもしかとは思いましたが、中身はほぼ変わらずにということなので にしています。

○教育長

分かりました。他、皆さんからご意見ご質問等ありませんか。

ちなみにちょっと追加で、7 ページから赤字で、「健康科学大学」という言葉が幾つか追加になってます。教育研究所が、ここに力入れているということは、皆さんご存じだと思います。せっかく健康科学大学が香南市と協定を組んでくれて、前もちょっと紹介しましたが、進めている方が、「ケーキが切れない非行少年たち」のご家族の方。心理というか、対応のことについてもかなりのプロフェッショナルでスキルのある方たちで高知の方に複数人おいでということで、そこと協定を組んで動き始めているので、それがここに来てます。

その流れを受けて、研究所としての研究という意味でも、健康科学大学との連携にはしっかりと力を入れていきたい。

香南市教育委員会の特性というか、ICT は全部ですよという中で、支援の必要な子どもへというのも、これも全部なんですけど、そんな中、健康科学大学との協定を使っただけの話は香南市の特性としてこれからどんどん広げていきたいとふうに思っている内容のものです。

○学校教育課長

今年度も包括協定を結んだ後、23 回も訪問をしていただいているということで、それぞれ各学校が直接大学と連絡を取り合って指導や助言を受けていると。県の方だとやっぱりいろいろ時間がかかったり、準備が必要だったりということもあり、学校から専門家のチームが迅速に対応してくれているというところがありがたいというところで継続的に関わってもらっている学校もあります。

○研究所所長

特に佐古小学校は、去年度から学校自体で認知能力の向上に向けたコグトレを使いながら取り組みを学校全体で進めてきて、学力調査を見ても学力面のしんどい子の状況が良くなってきているということもあり、大学の宮内先生とも連携をとりながら、できたら小学校 1 年生の頃からそういった配慮が必要な子どもをみとって、その子に応じた対応を学校全体で進めていくようなことができたというお話もいただいています。

○教育長

これはトレーニングなので、今その学力の成果を言われましたけど、例えば、一般的に言って漢字ドリルとか計算ドリルをいっぱいやるから学力が上がるではなく、脳の使い方、こういったことで脳を刺激するとか、こういったことでの脳の練習というか訓練を通して機能的に上達していく。そういうことなどの研究の話になっていくので、それが本当にできるというか、どんどん実践されて証明されていくのだったら、お家の中での過ごし方とか就学前での過ごし方として、この研究自体がいろんなところへ波及できるんじゃないかという広がりも期待をしているところです。

他、ご質問等ありませんか。

よろしいですか。なければ、採決を行います。

議案第 33 号「令和 8 年度香南市教育行政方針について」は承認するということでご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 33 号は承認するということに決定をしました。

日程第 3 議案第 34 号「香南市図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

生涯学習課長の説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 34 号「香南市図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」香南市図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由につきましては、香南市行財政改革に伴い、図書館職員の勤務時間の割り振りを、午前 8 時 30 分から午後 6 時 15 分までの間で教育長が指定する期間とし、週休日の割り振りを月曜日及び教育長が指定する日とするものです。

新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

野市図書館ですが今現時点は図書館職員が館長をしておりますが、一昨年までは任期付の職員に館長をお願いしておりました。上段の部分の任期付職員が週 5 日勤務の 6 時間という形で勤務をしていたということになります。それ以外の職員の会計年度任用職員は早い方は 7 時 45 分から、遅い方は 10 時 30 分から夜の 7 時 15 分までの間で勤務をお願いしていました。

今回、1 日休みをとるよりも毎日来てくれる人の方がいいということになりましたので、8 時半から 6 時半までの間で 1 人当たり 6 時間にすることです。ただその時間を A さん B さん C さんも例えば 8 時半から何時間というふうに区切るのではなくて、あくまで午前 8 時半から午後 6 時 15 分までの間で、教育長と協議をして、1 人当たり何時間、この時間をお願いするという形で、割り振りを返させていただきたいということで提案をさせていただきます。

提案理由は以上です。

○教育長

ただいまの説明にご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。

特にご意見等がなければ採決を行います。

議案第 34 号「香南市図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」は承認ということでご意見ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 34 号は承認することに決定いたします。

日程第 4 議案第 21 号「香南市スポーツ推進委員会の委嘱推進委員の委嘱について」を議題とします。

生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 21 号「香南市スポーツ推進委員の委嘱について」、香南市スポーツ推進委員の委嘱について承認を求める。

提案理由につきましては、香南市スポーツ推進委員に関する規則第 4 条に基づき、別紙の委員について香南市スポーツ推進委員を委嘱するものです。任期は、令和 8 年 3 月 31 日をもって 2 年間が終了することによりまして、新しく 2 年間の任期でお願いしたいという形です。

添付資料にお名前を記載させていただきました。スポーツ推進員さんは規則上 30 人以内になっております。現時点では 28 名の方がスポーツ推進員として手を上げられています。

今回追加になる方が、1 番尾崎陽さんと 2 番山崎大成さんになります。8 番の野口昌裕さんからのご推薦がございまして、尾崎さんは陸上専門として、山崎さんは野球の専門としてご推薦いただきました。

他の方は継続という形になります。

以上になります。

○教育長

説明が終わりました。本件についてのご意見ご質問はありませんか。

特になければ、採決でよろしいですか。

議案第 21 号「香南市スポーツ推進委員の委嘱について」、承認するというごことでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので議案第 21 号は承認することに決定をしました。

議案第 22 号「香南市公民館運営委員会委員及び協力員の委嘱について」を議題とします。

生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 22 号「香南市公民館運営委員会委員及び協力員の委嘱について」、香南市公民館運営委員会委員および協力員の委嘱について承認を求める。

提案理由につきましては、香南市公民館の設置及び管理に関する条例第 11 条に基づき、別紙の者に香南市公民館運営委員会委員及び協力員を委嘱するものです。こちら任期が 2 年になっておりまして 3 月 31 日に任期が終わるということで、令和 8・9 年の 2 年間をお願いしたいということで、承認いただいてという形になります。

今回新しくなられる方が 9 番の田中彰裕さん、今の公民館長になります。退職になりました。退職後に公民館には残りたいという話で本人から立候補がございました。

あと、14 番の岡本八重子さん。こちらは、西川集落活動センターでお手伝いされてる方になります。いろんな教室を中心になってやられてる方なので香我美町の地域から代表という形で推薦がございました。

新しい方はこの二人の方になります。他は継続という形になります。

以上です。

○教育長

説明が終わりました。本件にご意見ご質問はありませんか。

特に意見等がなければ採決を行います。

議案第 22 号「香南市公民館運営委員会委員及び協力委員の委嘱について」は承認するというごことでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 22 号は承認することに決定をいたしました。

日程第 6 議案第 23 号「香南市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 23 号「香南市文化財保護審議会委員の委嘱について」、香南市文化財保護審議会委員の委嘱について承認を求める。

提案理由につきましては、香南市文化財保護条例第 48 条、第 49 条に基づき、別紙の委員について、香南市文化財保護審議会委員を委嘱するものです。こちらと同じく任期が 2 年でございます。令和 8 年の 3 月 31 日をもって終了となります。その後、全員 10 名の方全員再任という形になっております。この委員は、香南市にゆかりのある方は地域のところに赤岡町、夜須町、香我美町、野市町、吉川町という形で記載させていただきましたが、それ以外の方は専門的知識が必要になってきますので、3 番の亀尾さんは、高知県立歴史民俗資料館の学芸課長になります。あと、6 番・10 番と、専門でやられてる方をお願いして、見ていただくという形を継続させていただきました。

報告は以上になります。

○教育長

ただいまの説明にご意見ご質問ございませんか。特にご意見等なければ採決を行います。

議案第 23 号「香南市文化財保護審議会委員の委嘱について」は承認するというご意見ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 23 号は承認することに決定をいたしました。

日程第 7 議案第 24 号「附属機関の委員等の報酬の額を定める規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課

議案第 24 号「附属機関の委員等の報酬の額を定める規則の一部を改正する規則について」、補助機関の委員等の報酬の額を定める規則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由につきましては、上位計画である香南市スポーツ推進計画が策定されることにより、香南市マリンスポーツ推進計画を廃止することに伴い、香南市マリンスポーツ推進協議会に係る委員報酬の規定を削除するものです。新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

マリンスポーツ振興協議会という組織を今回の議会に廃止という形で提出させていただきました。承認は議会の最終日になり、承認されますと推進計画を作るための規則がなくなりますので、それに伴う委員さんもおなくなりということで、今回削除させていただくこととなります。

報告は以上であります。

○教育長

説明が終わりました。本件についてご意見ご質問はありませんか。

特になければ採決を行います。

議案第 24 号「附属機関の委員等の報酬を定める報酬額の額を定める規則の一部を改正する規則について」は承認するというご意見ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 24 号は承認することに決定しました。

日程第 8 議案第 25 号「香南市教育委員会公印規則及び香南市香我美地区公民館運営規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

生涯学習課長の説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 25 号「香南市教育委員会公印規則及び香南市香我美地区公民館運営規則の一部を改正する規則について」、香南市教育委員会公印規則及び香南市香我美地区公民館運営規則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由につきましては、香南市公民館の設置及び管理に関する条例から舞川公民館を削除するためになります。

資料でいきますと 11 ページ、新旧対照表でいきますと 4 ページになります。

各公民館の館長之印というものがございました。今回の議案の中で舞川公民館自体が設置管理上なくなり、館長もなくなりますのでそれに伴い公印規則からを削除するものです。

また香我美地区の公民館運営規則の中に、「ただし、舞川、」という文言が記載されていますけど、毎回公民館自体がなくなりますので、この「ただし、舞川、」という言葉削除するというのが今回の改正になります。

説明は以上になります。

○教育長

説明終わりました。本件についてご意見ご質問はありませんか。

個人的には非常に惜しい気持ちはあるんですけども、これはもうどうしようもないですね。

○生涯学習課長

この間議会がありまして、教育民生の委員さんの方から、実際まだ建物があり、舞川地区公民館の地区で撫川に 1 名、舞川に 3 名の方が住民票上はいます。まだ人がいるならば、また施設が使えるならば置いておけばどうかと言う話もありました。それと、避難場所にいるものになっていますし、防災無線もついているという話もあり、まだ別に除ける必要はないのではという話もありました。また、建物の建物自体はまだ壊しません。どうして除けるかと言いますと、社会教育をする場所にはならなくなったということです。地域の人たちが集まって事業展開や報告会をする、そういうことが現実不可能になったので、社会教育法の中の公民館という位置付けを外したということです。

ただし、防災無線とかありますから、いざ災害のときにはそこに集まってという形ではできるということで、管理はまだ生涯学習課で残しますと報告をさせていただきました。社会教育の場という形では、やっぱり公民館から除けなくてはならなくなったということの報告で、了解をしてもらう形になります。実際住まれている方は 40 代の方が 1 名だけ、あとは施設に入っておられる方がいらっしゃいます。実際、日常住んでる方は 1 名しかいない。そこで活動するというのはなかなか難しいので、今回その社会教育法の公民館から離れたということで了解をいただいたということになります。

○教育長

あそこは、夜須から入って行けますよね。夜須から入って何分かかります。

○生涯学習課長

夜須から相当遠回りをしますが行けます。

○森本委員

夜須から行くと、道がかなり怖いですよ。

○教育長

香北からの道は綺麗でしょ。

○生涯学習課長

香北からは行けますね。

○教育長

香北からの道は綺麗。でも香南市から直結行けるのに香北から行けるからといってという話ですよ。

○生涯学習課長

西川からも香北からも行けますね。安芸からも道はあります。林道でなかなか整備もされていない。

○教育長

この件についてご意見等ございませんか。なければ採決を行います。

議案第 25 条「香南市教育委員会公印規則及び香南市香我美地区公民館運営規則の一部を改正する規則について」は承認ということでご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 25 号は承認することに決定をいたしました。

日程第 9 議案第 26 号「香南市生涯学習課市内地区公民館に属する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の一部改正について」を議題とします。

説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 26 号「香南市生涯学習課市内地区公民館に属する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の 1 を改正する告示について」、香南市生涯学習課市内地区公民館連続する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由につきましては、香南市公民館の設置及び管理に関する条例から舞川公民館を削除するためです。13 ページをご覧ください、これも新旧対照表がございますが、舞川地区公民館の館長には年間報酬として 7 万円支給をするということで、今までもお願いしていましたが今回、舞川地区公民館自体がなくなり、それに伴う館長手当がなくなるので、その部分を今回削るというふうになります。

説明は以上になります。

○教育長

ただいまの説明についてご意見ご質問ありませんか。

なければ、採決を行います。

議案第 26 号「香南市生涯学習課市内地区公民館に属する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の一部改正について」は承認するというごことでご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので議案第 26 号は承認することに決定をしました。

日程第 10 議案第 27 号「香南市よさこい高知文化祭 2026 主催事業費の補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

説明をお願いします

○生涯学習課長

議案第 27 号「香南市よさこい高知文化祭 2026 主催事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、香南市よさこい高知文化祭 2026 主催事業費補助金の交付要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由につきましては、令和 8 年度において、よさこい高知文化祭 2026 主催事業の実施を実施する団体へ補助金を交付するため、県実行委員会を交付するよさこい高知文化祭 2026 開催事業費補助金交付要綱の改正に伴い、当該交付要綱の一部を改正するものです。

本格的な年になりましたということで、補助金交付要綱の金額が多くなったというところがあります。金額は 150 万までで補助金の対象事業費が膨らんだというところが大きな内容と、第 8 条第 1 項 3 項で、「エ を満たす場合には補助限度額を加算する。」ということが追加されました。これが、別表 3 号に掲げる合理的配慮になります。例えば、障害のある方や外国の方に向けていろんな資料を作るときに、そういう配慮する項目を追加するならば、追加事業費で 30 万円は補助対象から上乗せをしますということが今回追加になっております。

別表 3 (第 8 条関係)、「 (1) 提供可能な配慮事項の事前周知」という形で、改善するバリアフリーの関係の整備状況等を事前に提供するパンフレット等に明記をすとか、バリアフリーのことを書いたり、白黒反転の文字を入れるとか、ソフト事業になりますがいっぱいを事前に入れるならば若干補助対象事業費にプラスを行うという形が今回追加になります。

会場スタッフの明確化、会場内の動線確保、筆談用具の準備という形で経費がいるならばその分についても一定見ることができるというところが追加になりました。その他については、本来の内容の通り、事前に私たちがいただいている内容としての補助対象事業費というふうになっております。

それらを今回追加してパンフレットとか作成するにあたってはそういうことも配慮していきたいというふうに考えておりますし、動線の確保ですから、いろんなところに道を見えるような見える化をしていきたいと思っております。

以上になります。

○教育長

説明が終わりました。ご意見ご質問はありませんか。

特に意見がなければ採決を行います。

議案第 27 号「香南市よさこい高知文化祭 2026 主催事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、は承認するというご意見ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 27 号は承認することに決定をいたしました。

ここで休憩を挟みます。15 分から再開をお願いします。

(休憩)

○教育長

では、再開します。

日程第 11 議案第 28 号「香南市立給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

学校教育課長より説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 28 号「香南市立学校給食センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、香南市立給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を提出します。提案理由につきましては、国の学校給食の抜本的な負担軽減への対応により、給食費の徴収方法が変更になることに伴い、その詳細を香南市立給食センターの管理運営に関する要綱で規定することとするため、本規則で規定する徴収に係る規定を改正する。」というものです。

国の抜本的な負担軽減の対応により給食費が変わったということを追加の資料でお出したと思います。国の方が給食費の無償化と言うようなことを、検討してたというのはよく報道で出てたと思いますが、最終的には給食費の負担軽減ということになります。

資料を見ていただきまして、給食費負担軽減交付金事業というのが入ってきます。これは、学校給食費、食材費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として国が実施するものであり、個人に対する給付を自治体が代理で受領するものではありません。本事業は、基本的に学校給食の食材費へ充てられるものですが、やむを得ず給食を喫食できない児童への学校設置者の支援、金銭給付等をする場合には、これも事業対象になりますということになっています。交付金額は 5 月 1 日の児童数から要保護児童数を引いた数に対して、5,200 円の 11 ヶ月分の交付金が入ってきます。

5 月 1 日以降の転入転出等による人数変更による額の変更は行われないうことで、交付金は 9237 万 8 千円。本市の令和 6 年度実績での材料費を見ても、1 億 392 万 5 千円というので、この交付金だけでは賅えないということが出てきます。

国の負担軽減事業のみでは対象児童に係る給付材料費を賅うことができませんので、その不足分につきましては、市の財政や給食事業の安定的な運営を考慮し、保護者負担とするということで、保護者負担額は 1 食当たり 36 円、牛乳なしの人は 1 食当たり 28 円。年間 195 食で試算したら年間の保護者負担額は、7,020 円、牛乳なしの方が 5,460 円になります。

参考に年間 5 万 2650 円だった分が、7,020 円になるのでだいぶ負担軽減になるとは思っております。

納付回数の変更とかはまた見ていただいて、喫食できない児童への学校設置者の支援については、これは小学校の方のことですが、欠食者の状況はこの表に出ている状況です。検討事項ということで、国が負担軽減の支援対象となりうる非喫食者の範囲に関する考え方や自治体の

対応例等を示す予定となっていることから、これらの情報が提示された後、遅くとも令和 8 年中をめどに支援を実施するのか、また実施するとしたら、その対象をどうするのかという事務の流れも含め検討するというにしています。

新旧対照表は 18 ページのとおりです。

旧の方は「別に定める方法によって」というところを新の方では「定める 1 食当たりの金額に基づき毎月一定額を」に変更しております。附則として、この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行するというになっております。

○教育次長

これ、新旧が反対ですね。

○学校教育課長

すみません。新旧間違っております。逆です。

第 8 条中「定める 1 食当たりの金額に基づき毎月一定額を」を「別に定める方法によって」に改めます。

○教育長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。

○学校教育長

次の議案第 29 号を見ていただかないと分からない内容になると思いますが。

○教育長

そしたら続けて第 29 号を説明いただいて、あわせて採決という方向でよろしいですか。

では、議案第 29 号「香南市立給食センターの管理運営に関する要綱の一部を改正することについて」をあわせて議題としますので説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 29 号「香南市立学校給食センターの管理運営に関する要綱の一部を改正する告示について」を提出します。

提案理由につきましては、令和 8 年度より学校給食費単価・月額改正、国の学校給食費の抜本的な負担軽減に関する児童学校給食費の額並びに給付方法の変更及び生徒学校給食費の据置処置に伴い要綱を改正するものです。

新旧対照表は 19 ページの方をお願いします。

香南市立給食センターの管理運営に関する要綱の一部を次のように改正します。

第 2 条の見出し「給食費」を「学校給食費」に改め、「同条第 1 項及び第 2 項」を次のように改めます。「規則第 7 条に規定する学校給食費は、別表第 1 に定める通りとする。」「2 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額を学校給食費として負担するものとする。（1）小学校のうち、生活保護法第 13 条に規定する教育扶助を受けている者及び学校給食法第 12 条第 2 項に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けている者（以下「要保護」という。）以外の児童」「次の表に定める額」ということで、1 食単価が先ほど説明したように 36 円、牛乳なしの 1 食単価が 28 円、中学校のうち要保護以外の生徒を次の表に定める額とします。1 食単価が 300 円、月額 4,800 円、牛乳なしの方は月額 3,900 円です。

第 2 条第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加えます。

「第 3 項、学校給食費を負担する者は、飲料牛乳の休止の届け出をしている場合は、牛乳無の単価を定めている場合は除き、4 月 1 日時点牛乳 1 本当たりの単価に消費税及び地方消費税相当額を加え、1 円の未満を切り捨てた実費相当額を 1 食単価から減額額した額を負担するものとする。」

「第 4 項、学校給食費を負担する者は、別表第 2 に定める期別ごとに、前 2 項に定める給食費の月額を納付しなければならない。ただし、第 2 項第 1 号に規定する者については、当該年度の学校給食費を第 11 期に納付するものとする。」

あと、第 3 条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする

附則の次に別表として次の 2 表を加えるということで、別表 1 の表がでています。1 食単価・月額・月学（牛乳無）ということで、幼稚園・小学校・中学校の金額が出ています。

備考としまして、「1 教職員の学校給食費は、それぞれの区分とします。給食センターに勤務する職員の学校給食は小学校の区分とする。」

別表第2は、それぞれの納付期限を示しているものです。

附則としまして、この告示は令和8年4月1日から施行するということです。

以上で説明を終わります。

○森本委員

中学生の児童生徒は要保護世帯が370円。生保世帯以外が300円。

○次長

19ページの中学校のうち、要保護世帯以外の生徒の部分については、据え置きをしています。本来だったらこの20ページの別表1の単価、370円になるんですけど、300円にしています。そのことを書いています。

○学校教育課長

今回1食当たりの単価は上げてます。小学校は330円、中学校は370円に。

中学校も小学校も据え置きということで中学校は300円、小学校は270円の予定でしたが、国からの交付金事業が入って、330円から引いているという形です。小学校の方はその330円から、国からの交付金を差し引いて、1食当たり36円になったということを書いてます。

○教育長

本来は370円なんだけど、市が負担して300円にしています。でも、小学校の方はそれを市が負担じゃなくて、国の方がお金出してくれたのもっと大きく下がっているということ。

1人当たり370円で材料費が全部賄えているわけではなくて、それでも足りない部分はすでに補填していますよね。

○学校教育課長

値上げを行い370円で収まるように工夫もしながらやっていますが、それでも物価高騰が激しかったらオーバーするかもしれない、オーバーしたものは市の財源になる。今回ちょっと上げさせてもらい、何とかその中でやっていこうとしている。けれども、そこはまだこの物価高騰の横でどうなるかは分からないんですけど、栄養士も工夫しながらやっていく。しかし、あんまり工夫工夫で下げ過ぎたらまたおかしくなる。

○森本委員

香美市と結構同じ値段になってるじゃないですか。香美市はまだ分からないんですよね。令和8年、他の市がどうされるかとかは。

○学校教育課長

そんなに大きくは変わらないと思うんですけども、高知市と南国市はやっぱりオーバーした分はいただくというような形になっています。

香美市は、超えた部分を出そうかというようなことで今考えていると聞いています。

○次長

ももとの設定の370円とか330円とかいうのは、近隣と比べてもそんなに差はない。

○教育長

大きなばらつきではないイメージ。

○森本委員

無償化とかではなくて、大きな負担軽減ですよ。

○次長

そうです。最初は三党合意で無償化と言いましたが、結局は1人当たり5,200円を交付金として支援しますという形に。

○教育長

家庭にお渡しするんじゃなく、給食を行っているところにそのお金を入れますよということですよ。

○学校教育課長

近隣の令和7年度の給食費は高知市が370円、南国市が345円、四万十市も同じく370円です。高いところでは宿毛市は420円、土佐清水市は420円です。

○教育長

物価高騰に合わせた話はもう余りにも今の情勢が不安定すぎて、今この金額ということにするしかない話ですよ。

○百田委員

消費税の話も出てくる。

○教育長

まずはこれで次年度スタートする。

他にご意見、ご質問はありませんか。

なければ採決を行います。

議案第 28 号「香南市立給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は、承認するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長

ご異議ないようですので議案第 28 号は承認することに決定しました。

あわせて第 29 号についても、承認するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長

ありがとうございます。

では、日程第 13 になります。

議案第 30 号「香南市乳児等支援給付認定等に関する規則の制定について」を議題とします。

こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

議案第 30 号「香南市乳児等支援給付認定等に関する規則の制定について」、香南市乳児等支援給付認定等に関する規則を提出する。

提案理由につきましては、乳児等通園支援事業が令和 8 年 4 月 1 日から開始することに伴い、給付認定及び事業の実施に関する規則を定めるものです。

25 ページをお願いいたします。

説明の前に 2 ケ所訂正をお願いしたいです。

まず 1 つ目が、第 5 条第 2 項の 2 行目になりますが、「事業を利用しようとする保護者」の「保護者」の前に「児童の」を入れていただきたいです。

文章は「事業を利用しようとする児童の保護者に公開しなければならない。」になります。

次 2 つ目が、第 6 条の第 1 項の 1 行目の終わりです。

「ついて」になってますがその後ろに「は、」を追加いただきたいです。

文章としては「本事業の利用時間は、1 月につき 10 時間を限度とし、未利用の時間については、」になります。

それでは説明をさせていただきます。

この規則は 4 月から始まりますこども誰でも通園制度の事業を実施するにあたっての必要事項と実施に対する給付に関することを定めたものになります。民間事業所が実施する場合にもこの規則に基づいて行うことになります。

まず第 1 条は趣旨で、根拠法令を定めております。

第 2 条は定義について、第 3 条は実施場所についてです。

第 4 条は対象児童で、利用できるのは香南市内に居住し、どの施設も利用していない 0 歳 6 ヶ月から満 3 歳未満までの児童です。

第 5 条は事業実施日と定員について、実施する事業所の状況によりそれぞれ定めることができます。

第 6 条は利用時間について、1 ヶ月の上限が 10 時間で、その次に利用しなかった時間があったとしても、その時間を次の月に繰り越しをしないということを定めています。

第 7 条は給付認定の申請について、利用にあたり対象児童の保護者から様式第 1 号の認定申請を提出いただくことになります。様式は 30 ページです。提出された内容を確認し、給付額を決定することになります。その額は第 2 項の第 1 号にあります。特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準によりますが、括弧の中に令和 8 年度こども家庭庁告示第〇号と

なっていますが、この○号のところにはこども家庭庁より告示がされ次第、数字を入れるということになります。

次、第8条は乳児等支援支給給付認定証についてです。先ほどの様式第1号で、保護者の方から提出があった認定申請により対象児童であることが確認ができましたら、様式第2号の認定証を交付いたします。様式は31ページです。

第9条は認定申請の却下の通知で、様式は32ページです。

第10条は受給事由の消滅の届出について、対象児童でなくなった場合は様式第2号の乳児等支援支給認定証を添付した上で、様式第4号の認定消滅届け出書を提出いただくことを定めています。様式は33ページです。

第11条は給付認定の取り消しについて、34ページの様式第5号により通知を行います。

第12条は給付認定の変更の届出についてで、名字や住所等が変更になった場合は35ページの様式第6号により認定変更届出書を提出いただくことを定めています。

第13条は認定証の再交付の申請についてで、様式は36ページです。

第14条は企業主導型保育事業の施設を利用する場合、利用しなくなる場合に提出をしてもらう様式を定めています。利用する場合は37ページの様式第8号、利用を終了する場合は38ページの様式第9号を提出いただきます。

第15条は利用者の負担額について、利用料は児童1人につき1時間当たり300円で、給食やおやつ代については、保護者の同意を得たうえで事業実施者が決めた額を徴収することができることを定めています。

第16条は利用料の減免についてで、生活保護法に規定する世帯や非課税世帯、要保護児童である場合の免除額をそれぞれ定めています。

第17条は食事の提供についてで、実施事業者の判断で行うことができることと、実施する場合は、保護者に対応状況の周知を行うこと。提供にあたっては、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン等に準じて行うことをそれぞれ定めております。

第18条は給付費の請求について、利用のあった事業所は39ページの様式第10号により市に請求を行います。

第19条はその他で規則の定めるものの他、必要な事項は市長が別に定めることとしております。

施行期日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。

○**教育長**

ただいまの説明にご意見、ご質問はありませんか。

利用者は親じゃなく子どもですよ。乳児という言葉と児童という言葉は同義ですか。

○**こども課長**

同義です。

○**教育長**

児童という言葉で乳児も含まれている。

○**こども課長**

はい。

○**教育長**

何かご質問等ありませんか。

○**百田委員**

この申請等はメールですか。

○**こども課長**

紙で出すこともできますけど、こども家庭庁が作っている支援システムから直接入力ができるようになっています。それがそのままのこの様式にもなっています。

すでに申し込みができるように、申請書は出せるようになっていまして、お1人の方から、そのシステムの方を使って申し込みが来ていますので、それがこの対象児童に当たるかどうかを確認した上で、認定書を発行するということになります。

○**百田委員**

メールでのやりとりですか。

○こども課長

パスワードがまず送られるようになってます。そのパスワードをもとに、今後、その方はシステム上において予約を行うことになります。そのパスワードが送られるのが、申請者が書いてあるメールアドレスの方にそのパスワードが送られてくるということになります。

○百田委員

支払いはスマホでできる。

○こども課長

したいと思ってしまして、4月から予定をしています。1時間当たり300円で減免のところに書いてあるように、非課税世帯であれば200円減免なので1時間100円になります。そうすると納付書をお送りをして納めてもらうというのも、ご希望の方はそうしますけども、その場で来たときに、電子で支払いをしていただくというのを進めていきたいと思っています。民間であれば大丈夫ですが、公立園では現金は取り扱わないので。

○教育長

他、ご意見等なければ採決を行います。

議案第30号「香南市乳児等支援給付認定等に関する規則の制定について」は承認するというところでご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第30号は承認することに決定しました。

日程第24 議案第31号「香南市立特定教育・保育施設苦情等解決実施要綱の一部を改正する訓令について」を議題とします。

こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

議案第31号「香南市立特定教育・保育施設苦情等解決実施要綱の一部を改正する訓令について」、香南市立特定教育・保育施設苦情等解決実施要綱の一部を改正する訓令を提出する。改正理由は、委嘱者の記載がなかったことに伴い改正を行うものです。

新旧対照表の最後のページをお願いいたします。

委嘱者である市長の記載がありませんでしたので、改正を行うものになります。今の要綱でいうと、誰が委嘱をするのかを定めていませんでした。これまでは市長ですとやってきておりましたので市長が委嘱をするということに改正を行うものです。

説明は以上です。

○教育長

ご意見ご質問ございませんか。

特に意見等なければ採決を行います。

議案第31号「香南市立特定教育・保育施設苦情等解決実施要綱の一部を改正する訓令について」は承認するというところでご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

議案第31号は承認することに決定しました。

日程第10号 議案第32号「香南市立特定教育・保育施設の苦情等に関する第三者委員の委嘱について」を議題とします。

こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

議案第32号「香南市立特定教育・保育施設の苦情等に関する第三者委員の委嘱について」、香南市立特定教育・保育施設の苦情等に関する第三者委員の任期満了につき、次期委員の委嘱について承認を求めるものです。

提案理由につきまして、任期満了による次期委員の委嘱になります。任期は令和8年4月1

日から令和 10 年 3 月 31 日までです。43 ページに委嘱を行う委員を掲載しております。3 名とも再任になり、それぞれの方には了解をいただいております。

説明は以上です。

○教育長

何かご意見ご質問ありませんか。なければ採決を行います。

議案第 32 号「香南市立特定教育・保育施設の苦情等に関する第三者委員の委嘱について」は承認するというので、ご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 32 号は承認することに決定しました。

日程第 16「協議事項」になります。「教育長の服務の管理等について」になりますが次長より説明をお願いします。

○次長

教育長の服務等の取り扱いに係る確認事項(案)です。

前回も少し皆さんからご意見をいただいたところですが、個別のことについて 1 つずつ承認をもらうではなく、一定基準を設けていくというところで、5 つについて確認事項ということで、書いております。

教育長の職務について。

教育委員会事務局の職員が職務として行うもの(実行委員会などの会議や行事、イベント等)へ、個人ではなく、教育長の立場として関わる内容は基本的に教育長の職務とする。

関係機関等の役員または委員として任命(委嘱)を受ける場合について。

ア、一義的理由が、教育長であることが前提で示されるものについては、教育長の職務として参加する。

イ、一義的理由が、教育長であることではなく、教育長の職でなくても個人の経歴などにより依頼されるものについては、職務外とし、休暇または教育委員会による職務専念義務の免除を受けて依頼を受けることとする。

外部関係機関等から研修等の講師として依頼がある場合について。

ア、一時的理由が、教育長であることで依頼されるものについては、教育長の職務として依頼を受ける。(講演の内容が香南市の教育行政に関わるもの)。

イ、一義的理由が、個人の経歴などにより依頼されるものについては、職務外とし、休暇又は教育委員会による職務専念義務の免除を受けて依頼を受ける。

ウ、講師を受ける場合に、報酬が発生する場合には、あらかじめ教育委員会による許可を受けてから依頼を受ける。ただし、教育長の職務として依頼を受けた場合には、時間内外を問わず報酬を受け取ることができない。

教育長が研修を受ける場合について。

相手方が教育委員会等の公的な機関である場合は職務とする。ただし、個人の語り部等その内容の公共性が薄いものは、個人の研修とし、休暇又は教育委員会による職務専念義務の免除を受ける。

教育長の休暇の管理について。

休暇等については、職員と同様にシステムに入力し、管理を行う。

この休暇であるとか、外部の委員として外へ出ることについては、次のページに予定表を載せてありますけれども、教育委員会に当月及び前後 3 ヶ月分の行事予定表、休暇の予定も含めて作成を行い、毎月教育委員会で報告をし、了承を得るという形にしたいと思っております。

例えば、番号を振ってありますけど、3 月の教育長の行事予定でいきますと、1 日の香南市美術展の表彰式に参加をしております。これについては、の教育長の職務ということで、8 日曜日のスポーツ賞の表彰式もこれも です。

13 日(金)の 16 時から 17 時までの夜須と芸西の消防団を対象とした防災研修についてはアということで、職務として依頼を受けております。

18 日(水)の 10 時から 11 時までの土佐青少年育成会(青少年センター)の理事会です。こ

れは アとして、教育長で委嘱を受けているものですので職務として参加になります。

26日の13時半からの、のいち動物公園理事会、これにつきましても教育長としての職務として参加になります。

行事予定表を、教育委員会の方に提出させていただいて、承認を得るっていう形でしていきたいと思っております。この確認事項についてご意見等いただければ。

○教育長

ここには休暇がどこにも入っていません。

具合が悪くて病院行ったならば、それは病休になります。年次休暇等は通常の職員と同等の日数を記録として残すということについては、総務課とも確認をしています。それはこの形ではなくデータ上でさきほど言ったように、これは自分で休暇だと思った分にはそこに休暇と入れます。

このシートは改めてこの教育委員会用に打ち直しをしてくれているものですが、そこに自分が打ち込んだ年休とか病休というふうなものが入ってくるようになります。

あとは言いましたように、ここは教育長の職務なのかどっちか迷うような場合であったり、休暇ではなく皆さんに報告をして職務専念義務の免除を受けて行きたいと自分が思った場合には、改めて事前に報告をさせていただいて、その免除を受けて行く。ただし報酬が出る場合に関しては必ずということになるので、報酬が出る部分については報告をして、という方法をとりたいというふうに思います。

何かご意見ご質問ありませんか。

○亀川委員

非常に整理されていて分かりやすくいいと思います。あえて、 が本来2つに分けたら良いものを1つの文章として合わせてるなというところで、分けれたらもっと見やすくなると思います。

○教育長

ア、イ、みたいな感じですね。

○亀川委員

そうです。

○教育長

はい。

○亀川委員

語り部等とこれが入る必要があるかなというのは感じますね。三木教育長だから入ってると思うので。

○教育長

なるほど。

今、この人だからこれを入れてますけど、ちょっと別を考えます。内規的なものですが、教育委員さん等の間では文字として確認をしておきたいので、また工夫してお示します。

例えば、行ってみて、公共性が薄く自分でも業務とは言えないということになったら、事後報告というか、こちらの文の中に改めて、そこが括弧書きの年休とかが追記されてきまう。この紙自体は今3月分が出てますけど、そのように修正が入る可能性があるので、前月分と今月分と次月分という、3ヶ月分を出していくようにしたいと思っています。

○百田委員

の、報酬が発生しないというしない場合は、何もないということ。

○教育長

交通費だけの場合は何にもない。報酬が発生すると時間外であっても、それは報告を行い、許可をもらうという形になります。

○百田委員

個人として、講師として、ということですね。

教育長として講師で来てくれれば、下の方。

○次長

報酬を受けることはできない。

○教育長

最初から。

○次長

職務でしたら。

○百田委員

はい、分かりました。

○教育長

今年で言えば、例えば室戸中学校に行って、子どもたちに参観日に話をしてほしいと。テーマは同和問題だったので、これは教育長の仕事ではないし、休みになります。

これらは交通費だけでなく、報酬がでるということになるので、事前に許可をいただいてからという形になると思います。

それでは、今説明が終わりましたが、他にご意見等なければ、少し修正をして、一定の基準として改めてお出ししたいと思います。方向性としてはこういった方向で進めるということでしょうか。

(全員異議なし)

○教育長

ありがとうございます。

日程第17 その他について、「香南市乳幼児教育振興プログラム (案) について」、こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

先ほどの教育行政方針を出てきましたプログラムになります。

資料は上に(案)と書いて、香南市乳幼児教育振興プログラム、子どもが輝く未来のためにと書いてある資料を、お願いいたします。案ですのでちょっと手直しもしているところです。

まず表紙のところに、作成者が今こども課のみになっていますけれども、実際には保育、幼稚園、こども園の所園長とも協議をしていることですので、ここに香南市保育所・幼稚園・こども園所長園長会というのをこども課と合わせて載せることを検討しているところです。

それでは1ページめくっていただきまして、はじめにをご覧ください。

この文章は大きく3つに分かれています。

2つ目のところで、保育所保育指針と幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領のことを記載しておりますが、保育所・幼稚園・認定こども園は、幼児教育を行う施設として重要な役割を持つということで、平成29年度に同時に改正が行われておりまして、幼児期に育てたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」について、3つの柱として示されていることを記載しております。

3つ目のところでは、プログラムの期間を令和8年度から5年間として、これまでの基本理念をいつまでも変わらないこととして引き継ぎ、名称を政策プログラムから振興プログラムに変更していることを記載しております。

改定に当たりましては、公立の保育所、幼稚園、認定こども園、にこなんの所属長とこども課幼保支援係の職員で協議を行い、見直しを行っております。

それでは主な変更点について説明をいたします。

まず5ページをお願いいたします。

一番上のところに、「多様な人と関わる活動の充実」というのがあって、表の上から3つ目、「異年齢で異世代との交流や多文化理解」というのがあります。

外国にルーツを持つ子どもの入所入園の割合が増加してきたことにより、異文化に触れる機会も増えてきたことから、多様性を認め、理解へつなげるという点を加えております。

次、6ページの「(2) 保育者に求められる資質、専門性の向上」の「合同研修等の実施」では、左側の項目に「キャリアステージに応じた研修の実施」の表記を加えています。右の内容の一番下に、「正規職員・会計年度任用職員ともに学びを実践に生かすことができる専門研修を設ける。」を加えております。

次、7ページの「(3)子どもをとりまく連携の推進」の「小学校との連携・接続の推進」のところでは、令和4年度に示されました「かけ橋プログラム」の実践からカリキュラムの時期を接続、今まででしたら「接続期」となっていたのを「かけ橋期」に変更し、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を共有し、連続した指導を行い、指導計画に組み込んでいく。」と表現していたものを、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を手がかりにした幼児・児童に求められる資質能力の相互理解を図る。」に変更をしています。

そして、「(4)子育て親育ち支援の充実」では、1つ目、「の保護者、養育者への支援」となっていますが、これまでのプログラムでは保護者への支援、保護者のみの支援になっておりましたが、愛着形成においては、保護者だけに限ったことではないことから、子どもに係るすべての人という意味で養育者の文字を加えています。

大きな変更点については以上で、その他のところは文言の適宜整理を行ったり修正加筆を行っています。

このプログラム自体は、香南市の0歳児から5歳児の教育保育が充実するための基本方針、重点目標、重要な取り組みを示したものになります。現在、誤字脱字を含めて最終確認を行っていますので、仕上がりましたら、改めてお配りさせていただきたいと思っています。

内容の中で「香南市の」とひとくくりになっています。その研修のところを見ても、公立施設が実施することのような内容にちょっと偏ってしまっていて、民間の施設での子どもの成長のあり方というところにあまり触れることができていない内容になっています。もともとこのプログラムができた時には、民間で大きな人数を保育してくれている施設がなかったということもあり、協議をしているのが公立園の職員であるということから、自分たちのことを考えることが中心になってしまっていて、民間で行っている保育教育を合わせてどうするのか、幼児教育はもちろんですが、幼児教育に行くまでの乳児の部分を、小規模の施設もたくさん関係をしているので、そこについてのアプローチをどうしていくのかという部分がちょっと抜け落ちている内容になっています。この点をもう少し練って欲しいということは、職員に話していますが、ちょっとその部分が盛り込めるのかどうか不確かなところにはなっています。民間施設のことについても、あわせて市としてどういうふう子どもたちの保育教育を行っていくのかというのは盛り込んでいくべきだと思っていますので、ひょっとしたら出来たときにはこの状態で、その後、期間の中で改正を加えつつ、お知らせをさせていただく形になるかもしれませんが、一旦はこういう形で今、進めております。

報告は以上になります。

○教育長

これについてご意見ご質問ございませんか。

○百田委員

3本柱はイコールで考えていいですか。

○こども課長

ここに書かれている3本柱が幼児教育の3本柱、保育所・幼稚園・こども園における3本柱になっているので、乳児も含めると10の姿というところになります。表題は乳幼児からになっていますが、「はじめに」に乳児の部分が触れられてない。もう少し、細かく書いた方がと思うところはありますが、今の段階ではこういう感じ形にはなっています。

○百田委員

またちょっとやってみてください。

○教育長

2ページを図で、細かい話になりますが、態度・意欲・心情の3つが重なったところが「遊び」になりますか。

○こども課長

3つだと思います。

○教育長

3つが重なったところが「遊び」というこの「遊」と書いてあるところに「遊び」。

○こども課長

遊ぶことによって心情も育っていく部分がある。友達とのぶつかりもそうだし、嬉しいこともそうだし、この3つの中の中心になるのが遊びという表現ですけど、ちょっとここが見づら

いというところはあると思います。文字も離れていますし。

○教育長

心情を外して意欲と態度だけでも遊びなのかということになると思う。もちろん3つなら絶対だけど。

○こども課長

ありがとうございました。

大事だと思います。このプログラムは香南市で働いている職員、会計年度職員も含め、みんなが、「香南市は子どもたちをこういう方向で育てていきましょう。」という基本になるものなので、やはり誰が見ても分かりやすい、はじめてこれを見る職員にとっても分かる内容にはしなければいけないと思っていますので、教育長が言ってくれた部分はまた改善するようにいたします。

○学校教育課長

遊びを通してっていう意味で、遊びを中心に動いてるということですよ。

○百田委員

3ページの「めざす子ども像」で、ブルーの文字。

一番上と一番下は自立心。自分1人で自立するわけじゃなくて、多くの人との関わりの中で育っているという気持ちを持てる子ども、大人になって欲しいという思いがあります。

○教育長

上の3つ、優劣はつく。と

○こども課長

優劣はつかないと思います。

○教育長

優劣はつかない。

○こども課長

どれも大事です。

○教育長

ちょっと気になったのが、2つ目の方が上でいいんじゃないって。最初のやつを思うと、自分のことは自分でしようとするってなったときに、自分でできないこともいっぱいあって、そうして成長していく子どもはやっぱりいる。そういう子どもや親にとって、この言葉は辛いなとていうふうに見えたので、どうかな。

○こども課長

自分でできることは自分でいいけどということですよ。

○教育長

それこそ今ちょうど知人のお子さんに障害があって、その家族には辛いなと今ちょっと読んで思ったところ。

どの子であっても目指すことができることに収めておいた方がいいんじゃないかなという気はします。

○こども課長

人権感覚を養っていく上においても、教育長が言ってくださった2番目のところももちろん人権感覚に繋がることだし、それをしていくのであれば、1番目の言葉の表現の仕方っていうのは、その配慮に欠けているかなというのは確かにそうですね。ここはちょっとまた話をします。

○教育長

オーソドックスな子育てとして間違えたことは言ってない。

でも、どうしたって言葉にははまらない子がいるということを認識したときに、こういう文章の置きどころをどこにするか。

他、何かご意見ご質問等ありませんか。

よろしいですか。

では、次に「決済サービスの導入について」、こども課より説明をお願いします。

○こども課長

資料は「決済サービスの導入について」と書いてあるものをお願いします。

先ほどの規則の説明の中で、委員さんの方からお話もありました料金の納め方のことですが、4月から導入をしようと考えているのが、この決済サービスになります。決済のサービス名は「誰でも決済」ということで、「ベビージョブ」という会社が作っています誰でも決済を4月1日から導入をする予定になっています。

導入する事業としては、「こども誰でも通園制度に係る利用料」と「一時預かり事業に係る利用料」、放課後児童クラブの保護者負担金のうち、今18時半までの延長保育の届けをしている方以外で18時を過ぎて18時半までになったり、届けはしているけれども、18時半を過ぎてしまったという保護者の方について、このサービスを導入したいと思っています。

ただし放課後児童クラブについては、迎えに来られる方が保護者でない場合がありますので、その場合についてはこれまでと同じように、時間が過ぎていることを来られた方に確認をしていただいて、翌月保護者負担金を支払っていただくときに、加算をして請求をさせていただきますようになります。

支払いの方法については、事業実施の施設にQRコードを置きます。そのコードを読み取っていただいて、利用児童名と金額、支払い方法を入力することで、支払いが完了することになります。支払いはクレジットカードとPayPay又はau PAYになります。

導入するにあたっての手数料等は、初期費用、月額費用はありません。1決済につきその金額の3.5%プラス2円になります。

市へ入金する際は、1回につき振込手数料が300円必要になります。今の料金と金額のイメージというところを書いているので参考に見ていただけたらと思います。導入にあたって今後行わなければいけない事務手続きとしては、左の導入に向けてというところにまとめていますが、利用者が市でないところに納めることになりますので、業者から指定納付受託者の申し出というのを、まずは行っていただきます。それをもとに市が指定納付受託者の通知と告示を行います。それができてから契約を行います。今、順次手続きを進めているところになります。

説明は以上になります。

○教育長

これPayPayかau PAYは業者が指定をしてきているので、こちらから選べる話じゃないですね。

○こども課長

はい。

○教育長

何かご質問等ありませんか。

その他、事務局から協議報告事項等ありませんか。

よろしいですか。

教育長報告ですけども、この間ご報告させていただいた通りです。最近は、教職員への研修等で学校へも防災研修に呼ばれて行ってますけど、この間お渡しした資料が60分バージョンで、例えば90分だとあれに追加というやり方で進めていこうと思ってます。

報告は以上です。

では、以上で本日予定されていた議事日程はすべて終了となります。

次の教育委員会の日程について確認いたします。

○次長

次回の教育委員会ですが、臨時の教育委員会を3月23日の月曜日、午前11時30分から卒業式が終わってから集まっていただくということで、森本委員は欠席ということで返事をいただいております。

職員の人事異動の案件だけになりますが、よろしくお願いします。

それから4月の教育委員会の予定ですけど、今日発会式のご案内をお渡しさせてもらっております。発会式の方が4月6日(月)の14時半からですので、その手前の13時から4月の教育委員会を行いたいと思います。

それとちょっと先になりますけど、5月の予定です。5月の第1水曜日が、連休中になるので5月7日、連休明けしてから7日の木曜日ぐらいにと思っております。

欠席が多かったらちょっとまた調整をします。連休前の1日とかもあります。

- 教育長
ゴールデンウィークの話になるなら、例えば4月30日に5月の会議はできますか。
- 亀川委員
開催した記憶はないですね。
- 中元委員
むしろ連休が終わった方が。
- 次長
では11日の午前中で調整します。
- 教育長
以上で終わります。
お疲れ様でした。

閉会 午後5時30分